

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 施行者の名称

所沢市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画道路事業三・四・三十五号所沢駅ふれあい通り線

#### 三 事業施行期間

令和七年四月三十日から令和十七年三月三十一日まで

#### 四 事業地

##### イ 収用の部分

埼玉県所沢市大字久米、大字北秋津、くすのき台一丁目及び三丁目地内

##### ロ 使用の部分

なし